

## 日本小児科学会鹿児島地方会細則

### 第1章 学術集会

1. 学術集会への参加者および学術集会での筆頭発表者は以下の要件をすべて満たす必要がある。
  - 1) 医療従事者または医学系学生であること
  - 2) 会員であること、または、非会員の場合は、参加費(1,000 円)を支払うこと。
    - (ア) ただし学生および前期研修医は参加費を無料とする。
2. 学術集会のプログラム構成は会長および事務局に一任される。
3. 学術集会の参加証は、会員が集会に参加した場合に発行される。
4. 会長の判断で特別講演を公開とすることができ、その場合には会員の紹介者の聴講を無料で認めることがある。
5. 学術集会への参加者は守秘義務を有する。
6. 演題応募要項
  - 1) 応募資格：筆頭発表者は細則項目 1 を満たす必要がある。
  - 2) 抄録文字数：本文 200 字程度とし、結果、考察、結論まで含めた内容とする。なお、文字数は Microsoft Word でカウントする。
  - 3) 医学研究等の倫理指針を遵守すること。
  - 4) 査読：学術委員会は以下の点から査読し、採択を決定する。演者は修正を依頼される場合がある。
    - (1) 応募要項の遵守
    - (2) 誤字、脱字などの字句
    - (3) 倫理的問題
    - (4) 個人情報保護
  - 5) 発表形式：一般演題について発表時間は 6 分間、質疑を 4 分とする。スライド枚数は利益相反の開示の 1 枚を含め 13 枚以内とする。学術委員会により優秀演題またはミニレクチャーとして採用された演題についてはこの限りではない。
  - 6) 利益相反の開示：演題発表時に、発表者（共同発表者を含む）について、日本小児科学会の基準に準じ、発表する研究内容に関連する利益相反の開示（抄録締切日を起点とする過去 3 年度分）を行う。
  - 7) 抄録に修正がある場合は 2 次抄録を学会当日に学会受付へ提出する。

### 第2章 会費

7. 年会費は5,000円とする。

### 第3章 慶弔費

8. 会員本人が死去した場合のみ、弔電・弔生花を送る。